



Title	日系ブラジル人のトランスナショナルな生活世界：序章 トランスナショナルな生活世界の成立過程
Author(s)	小内, 透
Citation	『調査と社会理論』・研究報告書, 21, 5-13
Issue Date	2006-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/22656
Type	departmental bulletin paper
File Information	21_P5-13.pdf



序 章 トランスナショナルな生活世界の成立過程

第1節 日本からブラジルへの移民

かつて日本は移民送出国であった。集団的な海外移民は、いわゆる元年者といわれる1868（明治元）年のハワイ移民153人から始まった。その後、1891（明治24）年の外務省移民課の創設を契機に、外貨の獲得や国内の過剰人口の解消を目的とし、海外移民が国策として推進されることになった。ハワイ、アメリカ、南米諸国等へ数多くの移民が送り出され、1993（平成5）年の国際協力事業団（JICA・2003（平成15）年に国際協力機構へ名称変更）による移住事業の終了まで、100年以上の間、海外移民の流れが続いた。

海外移民はハワイ、アメリカを移住先として始まり、オーストラリアやペルーへと拡大され、ブラジルがそれに続く移住先となった。ブラジルは日本の海外移民にとって後発の移住先であった。

ブラジルと日本の関係は、1895（明治28）年の日伯修好通商航海条約の調印によって正式な国交が結ばれた時から始まった。当時のブラジルは、1888（明治21）年の奴隷制（ブラジルの奴隷制はサトウキビやコーヒーなどの輸出指向型農業のために、約400万人に達するアフリカ人の強制的移住によって構築された）の廃止後、ポルトガル、イタリア、スペイン、ドイツ等、ヨーロッパからの移民を受け入れ、コーヒー農場の労働力として積極的に活用していた（レイス 2002：26）。しかし、1890年代のコーヒーの価格暴落によって、移民の流れがとまった。さらに、イタリア政府は悲惨な移民労働を憂慮し、1902（明治35）年にブラジルに向かう契約移民の渡航を禁止した。そのため、1900年代の初頭、再びコーヒー産業が活況を呈すると、ブラジルは労働力不足の状況に陥り、新たな移民の供給国を探し求めるようになった。

一方、その頃、日本人移民の他の移住先では、日本人移民の受け入れに対する圧力が高まっていた。オーストラリアでは日本人移民受け入れに反対する機運が高まり、1901（明治34）年に「移民制限法」が制定され、日本人移民の最大の移住先であったアメリカ合衆国では、1908（明治41）年、日本人移民の自主的制限を求める「紳士協定」が結ばれた。ブラジルが労働力不足に直面した同じ時期に、日本は新たな移住先を求めざるをえなくなっていたのである。

こうして、新たな移民を必要とするブラジルと新たな移住先を求める日本の利害が一致することになった。ブラジルの求めに応じ、1906（明治39）年、日本政府はブラジルへの日本人の移住を許可し、翌1907（明治40）年、日本の民間会社である皇国殖民会社がサン・パウロ州政府と移民事業の契約を結んだのである。

その契約をもとに、1908年4月28日に契約移民158家族、781人と自由移民10人を乗せた笠戸丸が神戸港を出発した。笠戸丸は約2ヶ月の航海の末、6月18日にブラジルのサントス港に到着し、日本からのブラジルへの移民の歴史が始まった（山田 1998：8）。

当初、日本からの移民は、サン・パウロ州政府から渡航費の補助を受け、一定期間同州内のコーヒー農場で就労する、契約にのっとった農業雇用労働者であった。移民の条件として「3人以上の労働力（満12歳以上）を有する家族移民」等であることが決められていた。サン・パウロ州からの渡航費の支給は、1921（大正10）年に中止されるまで続いた（伊藤 2002：210）。

その直後、1923（大正12）年にペルー、1924（大正13）年にアメリカ合衆国が相次いで日本移民

の受け入れを禁止した。そのため、渡航費の支給は打ち切られたものの、ブラジルがほぼ唯一の移住先として残されることになった。

そこで、日本政府は1924年からブラジルへの移住者に対し、渡航費の全額を支給することにした。1927（昭和2）年には、それまでの契約移民ではなく、自作農として移住させることを目的として海外移住組合が設立され、1929（昭和4）年に、政府内に拓務省が設置された。日本政府の移民促進策は、1923年の関東大震災に続く日本経済の苦境や農村の疲弊を背景にしていた。移民によって経済不況や農村の過剰人口を解消するしか方途が見いだせない状況になっていたのである。

その結果、政府による移住推進策が展開された1925（大正14）年から1934（昭和9）年までの10年間に約12万5千人が移住し、この時期がブラジルへの移民の最盛期となった。

第2節 日本人コミュニティの形成と戦後の移民

戦前の日本人移民は、一旗揚げ帰国することを前提としていた。はじめから移民として永住するつもりではなかった。そのため、彼らは日本語を使用し、日本の生活習慣を大切にしていた。子弟を現地の学校に入れることはせず自らが日本人学校を作り、日本語で、日本式の教育を施した。ただし、現地語であるポルトガル語の教授にも熱心だったため、多くの日本人学校が公立、私立の正規の学校としてブラジル政府から認可された。1932（昭和7）年の時点で、185校あった日本人小学校のうち、127校がブラジルの正規の学校として認められている（伊藤 2002：212）。

1916（大正5）年には日本語新聞『日伯新聞』が発行され、1921年の段階で日本語新聞は三紙を数えるまでになった。1919（大正8）年には日本人移民による最初の農業協同組合、日伯産業組合が設立され、道路整備、学校創設等のために日本人会が結成された。確実に、日本人コミュニティが形成され、拡大していったのである。

しかし、1934年のブラジル新憲法の公布を契機に、ブラジル政府は移民の抑制とブラジル社会への同化策を推進するようになった。1938（昭和13）年には、日本人学校を含むブラジル国内の外国人学校が閉鎖され、日本語新聞を含む外国語の出版物も発行禁止となった。さらに、太平洋戦争開戦後の1942（昭和17）年、ブラジルは日本との国交を断絶し、日本人の不動産売買、日本語の使用、日本人同士の集会等を禁止した。

戦時中、ブラジルはアメリカ合衆国の物資供給基地となった。日本人移民のなかにもアメリカ合衆国向けの繭やハッカの生産で多くの利益をえる者がいた。しかし、終戦間際にはそれらの生産物が母国の敵国アメリカ合衆国を後押ししているとして、養蚕農家やハッカ農家は同じ日本人から焼き討ちや迫害にあった。そして、ブラジルはドイツ降伏後、1945（昭和20）年6月6日、日本に宣戦布告した。

第二次世界大戦は、日本人移民の帰国を不可能にした。しかも、日本の敗戦後、日本人コミュニティは大きな混乱を体験することになった。

日本敗戦の情報がブラジルに伝わった直後、「日本が勝利した」とのデマが日本人コミュニティを駆けめぐった。デマは瞬く間にブラジルにいる日本人の間に広がり、ブラジル在住日本人の9割以上が日本の勝利を信じる「勝ち組」となった。彼らは「日本の勝利」を信じない日本人たちを「負け組」と非難し、「勝ち組」による「負け組」へのテロや暗殺が発生した。ブラジルの日系人コミュニティに今も語り継がれる凄惨で悲しい出来事だった。

日本の全面降伏がブラジルの日本人たちに事実として受け入れられるまでには、数年かかった。日本の敗戦を認めることは、同時に、敗戦後の疲弊した日本には帰れず、永住の道を選ぶしかない現実を理解することでもあった。

敗戦後の日本は経済が破綻したうえに、かつての植民地を失ったこともあり、再び大きな過剰人口を抱えることになった。そのため、1950年代以降、日本政府は改めて海外移住を推進することになった。

ブラジルはアメリカ合衆国とともに戦後の主要な移住先となった。日本からブラジルへの戦後移民は、サンフランシスコ講和条約が締結された1952（昭和27）年、ブラジル政府がアマゾン地域へ5,000家族、中央ブラジルへ4,000家族の日本人の移住を許可し、それにもとづいて、同年54人がアマゾン地域に移住した時点から始まった。ブラジルへの移民は11年ぶりの再開であった。次いで、1953（昭和28）年にパウリスタ養蚕移民、1955（昭和30）年にコチア青年移民がブラジルに渡った。

日本政府は海外移住を進めるため、渡航費を援助するとともに、移住者の定着にむけた各種の支援を行う日本海外協会連合会（1954（昭和29）年設立）や資金の融資を担当する日本海外移住振興会社（1955年設立）をブラジルに設立した。日本人を自営開拓農民として移住させるため、ブラジル各地で土地を購入し造成して、日本から移住者を送り出すことも行った。

その後、東京オリンピック開催の前年、1963（昭和38）年まで、毎年1,000～7,000人が新たな土地や希望を求めて日本からブラジルに渡った。しかし、高度経済成長が本格化するにもなって日本からブラジルへの移住者は減少し、1993年には国際協力事業団による移住事業が終了している。1952年に再開された戦後の移民は、1960（昭和35）年ごろをピークとして、約40年間に53,657人に達している（『季刊 海外日系人』編集部 1995：22-23）。

こうして、1908年の笠戸丸による第1回の移民から、1993年の国際協力事業団による移住事業の終了まで、戦前および戦後の1950～1960年代を中心に、およそ30万人がブラジルに移住している。移住した者は沖縄、九州および中国地方の出身が多かった。

ブラジル在住日系人は、勤勉で子弟の教育を重視したこともあり、戦後になると、高学歴で社会的地位の高い者が数多く輩出され、やがてブラジルの中産階級を形成することになった（カルドーゾ 1998：54-92）。その過程で、農業をやめ、都市へ移動する者が増加した。ブラジルで最難関のサンパウロ大学の学生にしめる日系人学生の多さが指摘されるようになり、医師、弁護士あるいは地方議員や首長になる日系人も珍しくなくなった。それとともに、2世3世になると日本語を使う者が少なくなり、日本人としてのアイデンティティをもたない者も増加した。

第3節 ブラジルから日本への出稼ぎ

1980年代になると、状況は一変した。建国以来一貫して移民受入国であったブラジルが、移民送出国へ転換したのである。1986（昭和61）・1987（昭和62）年がブラジル人の国外移住が飛躍的に増加する分水嶺であったとされる。1970（昭和45）年以前、この転換を予測しえた者はほとんど誰もいなかった（レイス 2002：25-30）。

移民受入国から移民送出国への転換は、「失われた80年代」といわれるブラジル経済の混乱を背景にして生じた。1970年代のブラジルは軍事政権のもとで、対外借入に依存した政府主導型の高度経済成長策が推進され、対外借入で得た多額の資金は、ダム、原子力発電所、鉄道等、国家プロジェ

クトとしてのインフラストラクチャー建設のために用いられた。しかし、これらの国家プロジェクトは投資期間が長い上に、投資効果が短期に現れるものではなかった。そのため、1980年代には、深刻な対外累積債務の問題を抱えることになり、国際通貨基金（IMF）が危機管理のために経済調整策を打ち出すことになった。しかし、IMFの経済調整策はかえって深刻な経済停滞を招くとともに、激しいインフレーションが生じ、社会の不安定化が進んだ。1987年には、ブラジル政府が民間銀行に対する中長期債務の支払いを拒否する事態も生まれた（西島 2002：58-59）。

「失われた80年代」における経済停滞と社会の不安定化は、国民全般に経済的困窮を強いると同時に、国民とりわけ中産階級の経済的安定化や上昇移動の見通しを失わせることになった。これが、ブラジル人の国外移住を飛躍的に増加させる要因となり、1980年代後半以降、多くのブラジル人がアメリカ合衆国や南米諸国に移住するようになった（レイス 2002：30、シュワルツ 1993：178）。日系ブラジル人のうち、日本国籍をもついわゆる1世も、日本に働きに出るようになった。彼らは、日本国籍をもっているため、日本への入国、日本での就労や生活に何も制約がなかったからである。

一方、日本にとって、1980年代は二度のオイルショックを乗り越え、経済が活況を迎えた時期であった。それにともなって、3K労働を中心とした単純労働の担い手が不足がちになったこともあり、ニューカマーと呼ばれる外国人労働者が続々と日本に流入するようになっていた。

ニューカマーとしての外国人労働者は、1980年代前半の「興行ビザ」によるフィリピン女性の出稼ぎ（いわゆる「じゃぱゆきさん」）から始まり、1980年代後半には、パキスタン、バングラデシュ、イランといった南アジアの男性労働者や中国、韓国などの東アジアの労働者の出稼ぎによって増加の一途をたどった。1981（昭和56）年に「研修」が独立の在留資格として設置されたことも、外国人労働者の増加傾向に拍車をかけた。これらの外国人労働者の中には、就労ビザをもたない目的外就労の者や滞在期間がすぎても本国に帰らず、オーバーステイの状態而就労を続ける者たちが数多く存在した。そのため、各方面で「開国」か「鎖国」かといった議論が盛んに展開された。

この議論に1つの答えを出したのが、1989（平成元）年12月に改定され、半年後の1990（平成2）年6月に施行された「出入国管理及び難民認定法」（以下、入管法）である。新たな入管法は、1980年代以降の新しい外国人労働者の入国を厳しく制限する一方、外国人の受け入れ範囲の拡大とその円滑化をねらいとして、外国人の在留資格を大幅に増加させた。外国人の受け入れ拡大のため、とくに日本国籍をもたない日系人に対し「日本人の配偶者等」（1世の配偶者および2世）や「定住者」（3世および2～3世の配偶者）といった就労に制限のない在留資格が与えられ、これを契機にブラジル人が急増することになった。このうち、1～3世の配偶者には日系人でない者が含まれ、2世・3世にも日本語を使えず日本の生活習慣になじみのない者が多かった。

第4節 在日ブラジル人の生活世界

移民の受け入れによって形成されたブラジルには、当時、他国への移住を目的とした労働力の勧誘を禁ずる刑法206条があった。にもかかわらず、入管法改正後の日本への出稼ぎは黙認されていた。さらに、1996（平成8）年にはその条文自体、悪意を持った仲介業者やリクルーターの排除に限定して適用されるように改定された（ナカガワ 2005：19）。

1987年に2,250人しかいなかったブラジル国籍の外国人登録者は、2004（平成16）年末には286,557人へと127倍も増加した。外国人登録者総数に占める割合も、0.3%から14.5%に上昇し、韓

国・朝鮮籍（30.8%）、中国籍（24.7%）に次ぐまでになっている。これに、日本国籍をもつ1世を加えると、ブラジルから日本に来た人々の数はさらに多くなる。

ブラジル国籍をもつ外国人登録者の在留資格を見ると、「定住者」が144,407人（50.4%）ともっとも多く、「日本人の配偶者等」（28.7%）がこれに続く。入管法が改定されてから15年以上経つため、在留期間が無制限の「永住者」資格をもつ者（15.2%）も徐々に増加し、3番目に多い在留資格になっている。「永住者」資格は、長期滞在し生活の安定等の一定の条件を満たせば得ることができる。そのため、「永住者」の増加はブラジル人の長期滞在化あるいは定住化の傾向を反映したものだといえる。ただ、帰化する者や日本人と結婚する者は少数にとどまっている。

男女別に見ると、男子が55.1%とやや多いものの、他の外国人と比べればバランスがとれている。年齢的には相対的に若年層が多く、20～30歳代だけで50.8%、これに20歳未満を加えると71.9%に達する（法務省 2005）。

一人暮らしをする者は21.4%と少なく、家族で生活するのが一般的である。日系人であるにもかかわらず、95.9%が外国人のみの家族で暮らし、夫がブラジル人の場合、妻も93.4%がブラジル人である。日本に住むブラジル人は同国人だけの家族で生活しているといえる（総務省統計局 2004）。

日本にやってきたブラジル人は特定の地域に集住する傾向がある。静岡県浜松市、愛知県豊田市・豊橋市、群馬県太田市・大泉町・伊勢崎市など自動車、電機等の製造業が集積する地域が代表的なブラジル人集住地である。浜松は12,000人を超える日本最大のブラジル人居住地となり、大泉町は「ブラジル・タウン」と呼ばれる全国一外国人比率の高い自治体（2005（平成17）年3月31日現在15.5%）になっている。これらの地域では、一戸建ての住宅を購入する者も現れ、定住化傾向を示すブラジル人が確実に増加している。

集住地でのブラジル人の増加や定住化の過程は、エスニック・コミュニティの形成過程でもある。それらの地域では、1990年代の初めから、各種のエスニック・ビジネスが現れ、今では、衣食住のほとんどすべての領域をカバーするまでになっている。また、各種の行政機関がポルトガル語の広報誌を発行したり、ポルトガル語で対応できる相談窓口を設置したりしている。労働の場面でも、ブラジル人は業務請負の形をとる人材派遣業者を通して工場労働に従事しており、ブラジル人のみで働くことが多い。その結果、ブラジル人集住地では、ポルトガル語しか使えず日本語が使えなくても、生活する上でとくに困ることがなくなっている。

ただし、日本に住むブラジル人の場合、職場や生活条件等を考慮し、国内外を移動する労働者層が少なくない。ブラジルに帰国した後、日本で稼いだお金で開始した事業が振るわず、再び日本に出稼ぎに来る者やブラジルの学校に適應できず日本に戻ってくる子どもたちもいる。エスニック・ビジネスを立ち上げた者の中には全国を市場にする者や、いくつもの国を股にかける経営者もいる。それを支えているのが、同国人の様々なエスニック・ネットワークである。

もともと、来日の際に、すでに日本にきていた同郷人（＝ブラジルでの地縁）を頼る者が少なかつた。人材派遣業を始めたブラジル人が大量に同郷人を呼び寄せるケースもあった。同郷ネットワークによるいわゆる連鎖移民の形である。沖縄県人会に代表されるブラジル移民送出地域の結びつきによるネットワークも無視できない。ブラジルの日系人社会には数多くの県人会等があり、来日や日本での居住の際、情報源や相互扶助組織として重要な意味をもつ。

宗教もブラジル人のネットワークを形成する上で重要である。ブラジルはカトリックの国で信者

が多い。日本でもカトリック教会に集まり、様々な情報が交換される。ブラジルには創価学会・天理教を始めとする日本の新興宗教も広がっており、それが国を超えたトランスナショナルなネットワークを形成している。ブラジル人集住地にあるエスニック・ビジネスのショッピングセンターもブラジル人の情報交換が行われる場として、ネットワークの結び目の役割を果たしている。さらに、日本に登場したポルトガル語新聞、ポルトガル語のテレビ放送といったエスニック・メディアがブラジルだけでなく日本各地の情報を提供し、日々の生活だけでなく地域間の移動を支える重要な役割を果たすようになってきている。インターネット上にサイトを開設するエスニック・ビジネスや個人・団体も増加している。これらを通じてブラジル人集住地をこえたエスニック・コミュニティ形成の可能性も生まれている（小内 2005：188-189）。

第5節 トランスナショナルな機構・制度の現状と課題

このように、各種のエスニック・ネットワークを介して、日本に在住するブラジル人の生活世界はトランスナショナルな広がりをもつようになってきている。

そのうえ、ブラジル人の日本滞在の長期化にともなって、トランスナショナルな生活世界を支える諸機構・諸制度が整備される傾向も現れている。

それは、送金をめぐる銀行の動きに端的に表れている（送金について詳しくは、本報告書第2章参照）。送金は日本に住むブラジル人とブラジルに残した家族や親族とのトランスナショナルな生活世界を結ぶもっとも重要な経済基盤である。出稼ぎが増加し始めた当初、日本にはブラジルに送金できる銀行が少なく、あったとしても手数料が高かったこともあり、日本で稼いだお金を本人が持ち帰ったり、旅行社、就労斡旋業者、友人に依頼することが多かった。

今では、一時期より少なくなったものの、出稼ぎ労働者が獲得した所得のうち、ブラジルに送金される額は年間18億ドル（約2,000億円・2003年）に達するといわれる（Ninomiya 2005：104-105）。この額は、鉄鉱石、コーヒー、オレンジ・ジュースといった象徴的なブラジル産品の対日輸出総額を上回る、きわめて膨大なものである（二宮 2005）。

そのため、ブラジル銀行（Banco do Brasil）、バネスパ（Banespa）、スタメリス（Sudameris）、ブラデスコ（Bradesco）、イタウ（Itaú）の各行が日本に進出し、ブラジル人集住地に支店や出張所をおくことにより、日本からの送金をめぐる競争を繰り広げるまでになっている（高木 2003、および本報告書第2章参照）。在日ブラジル人側から見れば、銀行が増え、手数料が安くなることによって、便利で確実な送金ができることになる。トランスナショナルな生活世界を支えるトランスナショナルな金融機構が、確実に整備されてきたといえる。

同様なことは、教育の分野でも現れている。ブラジル教育省認可のブラジル人学校が増加し、そこへ通えば、帰国後の教育に接続できるようになったからである。日本におけるブラジル人学校は、1990年代後半以降、東海地方や北関東の各県に次々に開設された。2001（平成13）年には日本国内にあるブラジル人学校が、「日本ブラジル人学校連盟」を結成している。それらのブラジル人学校は、ブラジル本国に本部をもつ大手の私立校から私塾のようなものまで多様である。小中学校部門だけでなく、就学前教育や高校の部門を併設する学校もある。ただ、いずれのブラジル人学校でも、ポルトガル語を学び、ポルトガル語でブラジル式の教育を終日受けることができる。2005年現在、日本国内にあるブラジル人学校は63校で、約8,000人がブラジル人学校で学んでいる。うち36校が

ブラジル教育省の認可を受け、帰国後の教育との連続性が確保される。

さらに、これとは別に、日本の中学・高校卒業資格認定試験に相当するブラジルのスプレチーボといわれる補習課程修了認定試験（あるいは初等中等教育修了資格認定試験）が、1999（平成11）年から年に1回、日本のいくつかのブラジル人集住地で実施されるようになった（日本で実施されるスプレチーボについて、詳しくは本報告書第3章参照）。補習課程や補習課程修了認定試験の制度自体は、何らかの事情で中学や高校を卒業しえなかった人々のために、以前からブラジル国内で活用されていた。日本でこの試験が実施されるようになったのは、出稼ぎ現象の進展の過程で、ブラジルの中学校や高等学校に通えなかった者が相当数いることを想定し、日本にいるそうした人々に中学・高校卒業資格をえる新たな機会を提供しようとしたからである。年齢等の条件をクリアした者ならば誰でも受験でき、必要とされる試験に合格するとブラジルの第一レベル（義務教育）や第二レベル（高等学校）の卒業資格をえることができる。日本とブラジルの間にトランスナショナルな形で教育システムを接続する機構が広がってきたのである。

トランスナショナルな生活世界を支える諸機構・諸制度の整備は、ブラジル政府や経済界が出稼ぎのもたらすブラジル国内への経済的な貢献に気づき始めたことを示している。

だが、今のところ、トランスナショナルな生活世界を支える諸機構・諸制度の整備は、十分ではない。

たとえば、社会保障に関わるブラジルの制度は、在日ブラジル人には利用できないままである。1997（平成9）年にはブラジル社会保障省が在日ブラジル人の要求にこたえ、日本から該当する社会保障料を納付し社会保障院（INS S）へ加入できるよう、取り組みを始めた。しかし、様々な事情でこれは実現しなかった（レイス2002：213-215）。在日ブラジル人には日本の年金・健康保険に加入する選択肢もあるが、保険料の高さや帰国した場合の年金受給の問題等のため、多くの人々は日本の制度を利用することに積極的ではない。そのため、近年ブラジル側から年金通算協定のような社会保障料に関する日伯協定締結の提案が出されるようになってきている（外務省 2003）。

ちなみに、日本はドイツと2000（平成12）年、イギリスと2001年、韓国と2005年から年金通算協定が発効し、2005年からアメリカと年金・医療保険を含めた社会保障協定が発効している。さらに、ベルギーと年金・医療・労災・雇用保険、フランスと年金・医療・労災保険に関する社会保障協定が結ばれ、発効の準備中であり、カナダ、オーストラリア、オランダと交渉中の状態である。しかし、今のところ、ブラジルとは交渉の段階に至っていない（社会保険庁 2006）。

さらに、ブラジル人学校の設立や補習課程修了認定試験の実施によって、トランスナショナルな接続の条件が整備されてきた教育の分野でも、むずかしい問題が残っている。ブラジル人学校はブラジル教育省が認可しているところでさえ、授業料の高さ、校舎、教材を始めとする教育環境の問題等を抱えている。一方、在日ブラジル人の子弟の最も多くが通っている日本の公立学校では、ポルトガル語を用いた教育は行われておらず、原則としてブラジルの学校と接続していない。さらに、学校文化の違い、度重なる転居、教育費負担等、様々な事情から日本の学校にもブラジル人学校へも通っていない子どもたちが生み出されている。その背景に、外国人の子弟の教育が日本では義務教育とされていない点がある。いずれにしても、ブラジル人の生活世界が日本とブラジルの行き来を含むトランスナショナルなものになっているにもかかわらず、教育の分野においてそれに対応し切れていない現状が存在している（詳しくは、本報告書第4章参照）。

ただし、現実の問題を生み出すもう一つの背景として、多くの在日ブラジル人にとってトランスナショナルな生活世界が必ずしも長期的な生活設計をふまえたものとなっていないことも指摘しておく必要がある。入管法が改定されてからすでに15年以上が経ち、現実には日本滞在の長期化、定住化が進展しているにもかかわらず、多くの在日ブラジル人たちは帰国意志を持ち続けている。その間に、子どもたちが生まれ育ち、自らも老いていく。日本での暮らしが長引けば長引くほど、日本の社会保障制度や教育制度を利用してこなかった者たちは、今後困難な問題に直面せざるをえないと思われる。

以上、日本からブラジルへの日本人の移住とブラジルから日本への日系ブラジル人の移住によってトランスナショナルな生活世界が次第に形成されてきた。その結果、現段階における在日ブラジル人の生活世界はトランスナショナルな性格をもち、それを支える諸機構・諸制度が整いつつある。だが、同時に、現状ではかれらの生活世界は様々な問題を抱えているといわざるをえない。これらの問題の詳しい実態と背景について、より深く検討することが求められている。

参考文献

- 外務省, 2003, 「日ブラジル領事協議の概要」 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/brazil/jb_ryoji_g.html, 2006.2.6)。
- 法務省, 2005, 『平成17年版 在留外国人統計』財団法人入管協会。
- 伊藤秋仁, 2002, 「ブラジルと日本人／日系人」富野幹雄・住田育法編『ブラジル学を学ぶ人のために』世界思想社、207-228。
- 『季刊 海外日系人』編集部, 1995, 「戦後移住小史」『季刊 海外日系人』第36号、(財)海外日系人協会、22-23。
- カルドーズ・ルッチ・コレア・レイテ, 1998, (二宮正人編訳)『家族構造と社会的移動性』第二版、Kaleidos-Primus Consultoria e Comunicação Integrada S/C Ltda.。
- ナカガワ・ヤナギダ・キョウコ, 2005, 「サンパウロにおける日系人の子どもたちと青少年」『多文化共生研究年報』第2号、名古屋多文化共生研究会、17-33。
- Ninomiya Masato, 2005, “Remittances of Brazilian workers in Japan”, *University of Tokyo Journal of Law and Politics* Vol.2 : 103-110.
- 二宮正人, 2005, 「在日ブラジル人の本国への送金について」『ブラジル特報』3月号、日本ブラジル中央協会 (<http://www.bizpoint.com.br/jp/reports/oth/mn0503.htm>, 2006.2.6)。
- 西島章次, 2002, 「ブラジル経済」富野幹雄・住田育法編『ブラジル学を学ぶ人のために』世界思想社、51-71。
- 小内透, 2005, 「ブラジル人」真田信治・庄司博史編『事典 日本の多言語社会』岩波書店、186-190。
- レイス・マリア・エヂレウザ・フォンテネレ, 2002, 二宮正人編訳『在日ブラジル人——二国間関係の人的絆』増補改訂二版、Kaleidos-Primus Consultoria e Comunicação Integrada S/C Ltda.。
- シュワルツ・ジルソン, 1993, 「出稼ぎ現象の経済的側面」二宮正人編『「出稼ぎ」現象に関するシンポジウム報告書』ブラジル日本文化協会、173-190。
- 総務省統計局, 2004, 『国勢調査報告・平成12年版 第8巻 外国人に関する特別集計結果』総務

省統計局。

社会保険庁, 2006, 「協定締結状況」 (<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/kyotei02.htm>, 2006.2.6)。

高木登, 2003, 「在日日系ブラジル人の本国送金」 (<http://www.brazil.ne.jp/economy/special032/>, 2006.2.6)。

山田迪生, 1998, 『船にみる日本人移民史』中公新書。

(小内 透)